

平成 16 年度第 5 回国立大学法人東京海洋大学学長選考会議議事要旨

日 時 平成 17 年 2 月 8 日 (火) 14 時 55 分～15 時 45 分

場 所 越中島 1 号館 会議室 (2 階)

委 員 根本議長、吉田議長職務代行、島田委員、田畑委員、松山委員、大津委員、竹内委員、岡田委員

事務局 事務局長、総務部長、人事課長、人事課 2 名

議事

資料「学長選考・解任方法の骨子(案)」に基づき意見交換が行われ、次のとおり、了承された。

■ 学長の選考方法について

1 候補者の推薦

- 学長選考会議に経営協議会の学外委員は 2 名、教育研究評議会は 3～5 名推薦しなければならない
- 教育研究評議会からの推薦方法は同評議会が別に定める

2 候補者の選定

- 学長選考会議は推薦母体から推薦された者を学長候補者とする
- 学内意向投票に先立ち、学長候補者から所信表明文を提出させる
- 学長選考会議は学長候補者について学内意向投票を行い(決選投票は行わない)、投票の結果を参考に 3 名について審議し、最終候補者を決定する
- 最終候補者の決定は、学長の任期が満了する 4 月前までに行う

3 学内意向投票資格者について

- 投票資格者は、学長、常勤理事、教員は常勤の講師以上、事務系職員は課長(室長、事務長)補佐以上とする

4 学長選考会議の下に投票管理委員会を置き、学内意向投票を管理する

■ 学長の解任方法について

1 学長選考会議は次の場合に学長の解任審査を行う

1. 心身の故障のため職務遂行に堪えないと認められるとき
2. 職務上の義務違反があるとき
3. 職務執行が適当でないため業務実績が悪化した場合で、引き続き職務を行わせることが適当でないとき
4. その他学長たるに適しないと認められるとき

2 学長の解任審査請求は次の場合に行う

1. 前項 2, 3, 4 号による学長解任の審査請求が経営協議会または教育研究評議会のいずれかで、構成員の 3 分の 2 以上で決議されたとき
2. 学内意向投票資格者(学長、常勤理事を除く)の 2 分の 1 以上による解任請求が提出されたとき

3 選考会議議長は上記の請求があったときは学長選考会議を召集する

4 解任審査を行うにあたり、あらかじめ学長に弁明の機会を付与する

5 学長選考会議全委員の 3 分の 2 以上の賛成で決議し、文部科学大臣へ解任の申出をする

なお、近日中に、本日了承された学長選考・解任方法を基に規則案を作成し、メールにより各委員に照会して次回会議において、規則を確定することとした。

次回については、各委員と調整の上、決定することとなった。

配付資料

- (1) 学長選考・解任方法の骨子(案)
- (2) 他大学の学内意向聴取(投票)資格者一覧
- (3) 他大学の学長解任の手続き一覧
- (4) 国立大学法人法(抄)